

GPS活用によるスマート農業加速化推進事業 Q&A

令和7年5月13日作成

福島県農業振興課

注 令和7年5月13日時点版であり、今後変更があり得ることに留意願います。

番号	内容	質問	回答
1	RTK-GPS	RTK-GPSとは何か。	GPSによる位置情報を、地上に設置した基地局から補正することで測位の精度を向上させるシステムです。
2	目的	本事業の目的は何か。	農業従事者の高齢化・減少が進行する中、地域の中心的な担い手に農地が集中しており、作業効率の向上に資するスマート農業技術の導入は必須となっています。 そこで、GPS位置情報の補正情報をスマート農機に提供するRTK基地局を県内一円に設置し、作業効率を大幅に改善するほか、このシステムを活用したスマート農機を普及推進し、県内の土地利用型農業の生産力向上を図ることを目的としています。
3	事業実施主体	どのような者が事業実施主体となることができるのか。	原則として県内に在住または本店等の事業所を有する農業者、農業法人、農業生産組織、農業団体が対象です。
4	事業実施主体	事業実施主体となるための経営面積の要件はあるのか。	原則として、事業実施計画作成時点で農業経営面積が1ha以上であることが要件です。
5	事業実施主体	福島県内での営農実績があるが、県外に在住または本店等の事業所がある場合は事業実施主体となれないのか。	原則として県内に在住または本店等の事業所を有する農業者、農業法人、農業生産組織、農業団体を対象としています。
6	補助対象経費	どのような費用が補助対象経費となるのか。	福島県が設置するRTKのシステムを活用できる下記のスマート農業関連の機械等導入（購入）に要する経費が対象です。 ①自動操舵システム ②自動操舵機能付きトラクタ ③GPSレベラー ④自律飛行機能付きドローン ⑤自動操舵機能付き田植機・コンバイン ⑥その他県が認める機器 ※自動操舵機能を有する既存の機械を福島県が設置するRTKのシステムに対応させるために必要な経費を含む
7	補助対象経費	中古の機械等についても対象となるか。	中古の機械等については補助対象とはなりません。
8	補助対象経費	補助率や補助上限はあるのか。	補助率は2／3以内で、1補助事業者当たり上限は1,500千円です。
9	補助対象経費	補助条件はあるのか。	福島県が令和6年度に設置する予定のRTK基地局を5年以上利用することと、福島県が調査分析を行う際にはご協力いただくことが条件となります。
10	補助対象経費	補助事業を活用して複数台の機械等を導入することは可能か。 また、複数台導入する場合に実施計画書の「9 経営の改善に向けた取組」はどのように記載すれば良いのか。	複数台を導入することも可能ですが、1補助事業者当たりの補助上限額は1,500千円です。 複数台の導入を計画する場合、実施計画書の「9 経営の改善に向けた取組」は導入する機械等全てを活用した場合の目標を記載してください。
11	補助対象経費	リース導入の場合も補助対象となるのか。	購入のみが対象のため、リース導入は補助対象とはなりません。
12	補助対象経費	実施要領別表の備考にある「優先枠」とは何か。	本事業の活用により、様々な形態の農業経営において、経営の改善が図られることを目標としているため、特定の機械等のみが採択とならないよう機械等の種類ごとに一定の優先枠を設けています。
13	補助対象経費	「メイドインふくしまロボット導入補助金」対象の機種であって、補助金枠の不足等により同事業の選考から漏れた場合は本事業の対象となるか。	「原則として」なので、その場合は本事業の対象となります。

14	(令和7年5月13日更新) 事業実施期間	事業実施期間はいつまでなのか。	要綱第10条のとおり、補助金の交付決定があった日の属する年度の3月10日までに完了報告を行う必要がありますので、事業完了予定日は令和8年3月10日までとする必要があります。
15	事業実施期間	事業実施期間内に取組がどこまで終わっていれば事業の完了となるのか。	事業実施期間内に、機械の導入（納品）や精算が完了している必要があります。
16	目標年度及び成果目標	目標年度はいつなのか。	目標の年次は、事業実施年の翌年から5年目です。
17	目標年度及び成果目標	どのような成果目標を立てる必要があるのか。	「経営面積の拡大」「単収の向上」「省力化」の中から1つ以上の項目について目標を定めてください。 なお、目標値に上限や下限はありませんので、達成可能な目標を定めてください。
18	目標年度及び成果目標	成果目標の達成はどのように確認するのか。	事業実施年度の翌年度から5年間、毎年度の実績報告を実施要領様式第9号及び同別添により福島県へ提出してください。 記載内容及び報告時期は、当該年の12月末時点の実績について、翌年1月末までに報告してください。
19	その他	県域団体や1農林管内で複数の市町村にまたがって活動する補助事業者の場合、実施要領第3の2(2)の市町村への通知はどこまで通知されるのか。	原則、居住地または所在地の市町村に対して通知します。
20	その他	実施要領第3の3(2)及び(3)において「知事に届け出る（提出する）」とされているが、所管する農林事務所長を経由して本庁農業振興課（知事）へ提出するという認識でよいのか。	所長までとし、本庁農業振興課までは提出しなくて構いません。
21	(令和6年5月29日更新) 事業計画書	事業計画書の「認証GAP」の有無について、本補助事業で導入する農機を活用したいと考えている品目とは別の品目で認証GAPを取得している場合でも、「認証GAPを取得している」として良いか。 (例：トマトで認証GAPを取得しているが、本事業で導入する機械は、認証GAPを取得していない水稻のみで活用する)	本事業で導入する農機を活用する品目で認証GAPを取得している場合のみ、「認証GAPを取得している」にチェックを入れてください。 なお、事業計画書作成時点で対象品目において認証GAP取得に向けて申請中（審査中）である場合は、今後認証GAPの取得が見込まれることから「認証GAPを取得している」にチェックを入れてください。
22	(令和6年5月29日更新) 対象経費	複数台のトラクタ等に後付けで自動操舵システムを導入する場合において、容易に付け替えができない部品のみ2台分を購入し、容易に付け替えが可能な部品は1台分を購入して2台で使い回す運用は、対象経費として認められるか。	RTKに対応する自動操舵システムが稼働するために必要な部品であれば事業対象として認め、特に台数の制限は設けません。 なお、事業計画書はシステムの主要機能を占める機器・部品の台数に応じたものとしてください。
23	(令和6年6月3日更新) 対象経費	自動操舵システムの機器への取り付けに必要な工賃は、対象経費として認められるか。	自動操舵システムがRTKに対応して稼働するために必要なものであることから、対象経費として含めていただいても構いません。
24	(令和6年6月6日更新) 事業計画書	事業計画書の担い手の区分について、「認定農業者または認定新規就農者」について、今後認定予定の場合はどのように考えればよいのか。	事業計画書作成時点で申請中の場合は、今後認定が見込まれることから「認定農業者または認定新規就農者」の区分にチェックを入れてください。
25	(令和6年6月6日更新) 事業計画書	事業計画書の「策定済みの地域計画における農業を担う者」もしくは「人・農地プランにおける中心経営体」について、今後位置づけられる予定の場合はどのように考えればよいのか。	事業計画策定時点で市町村公告となっているもの（地域計画の場合は「案の公告」となっているもの）に位置づけられている場合は、事業計画の該当の区分にチェックを入れてください。

26	(令和6年6月13日更新) その他	補助事業を活用して導入した機械等については、農機具共済等の保険へ加入する必要があるのか。	農機具共済等の保険への加入は義務づけておりませんが、自然災害や万が一の事故による損害等のリスクを考慮すると、農業経営の安定を図る観点から加入することをご検討ください。
27	(令和6年6月13日更新) 補助対象経費	補助事業を活用してドローンを導入する際、付属品や追加のバッテリー、発電機なども補助対象経費となるのか。	薬剤タンク等、ドローンを用いる作業に直接的に必要な付属品は補助対象経費とします。 また、目標面積を達成するために必要なバッテリーについては補助対象経費としますが、必要個数の説明資料（任意様式）を添付願います。 機体の登録料など、RTKシステムの活用に限らず必要な経費については補助対象外となります。 発電機についても汎用性が高いなどの観点から、補助対象外とします。
28	(令和6年6月13日更新) その他	補助事業で後付けの自動操舵システムを導入した場合、耐用年数の考え方をどのようにすれば良いのか。	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）機械及び装置の耐用年数のうち農業用設備として、耐用年数7年としてください。
29	(令和6年6月13日更新) その他	補助事業で既存のGPS機能付きのトラクターを、RTKシステム対応にアップデートした場合、耐用年数の考え方をどのようにすれば良いか。	アップデートの方法により異なると考えますので、個別にご相談ください。
30	(令和6年11月19日更新) 審査基準	任意組織で補助事業を活用する場合に、構成員の中にGAPを取得している構成員がいた場合は、審査の際にGAPの加点があるのか。	構成員全員がGAPを取得している場合は満点（7点）を加点します。 構成員の一部がGAPを取得（全員は取得していない）の場合は、GAP加点（7点）を構成員数で割り、その数にGAPを取得している構成員数をかけた点数を加算します。 なお、小数点以下は切り捨てとして計算します。 （例） 構成員4名の構成員のうち、1名がGAPを取得している場合 $7 \text{ (GAP加算点)} \div 4 \text{ (構成員数)} \div 1 \text{ (小数点以下切り捨て)} = 1 \times 1 \text{ (構成員のうちGAP取得者数)} = \mathbf{1 \text{ (加算点)}}$